第１回　大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議　＜概要＞

■日　時：令和７年５月 27 日（火）　16 時 30 分～18 時 25 分
■場　所：大阪府庁新別館北館１階　災害対策本部会議室
■出席者：【検討会議委員】※敬称略・五十音順
　≪座長≫大岡 由佳（武庫川女子大学 教授）
　　大道 乃里江（大阪教育大学 教授）
　　小幡 隆（大阪府警察本部刑事部捜査第一課 管理官）
　　北本 純子（弁護士　大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長）
　　木村 正（地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長）
　　髙野 龍輔（大阪府警察本部総務部府民応接センター犯罪被害者等支援室 室長）
　　田中 由美（大阪府貝塚子ども家庭センター 所長）
　　仁科 あゆ美（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事・本部長）
　　平山 照美（大阪府こころの健康総合センター 所長）
　【オブザーバー】
　　木村 弘子（認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 事務局長）
　　久保田 康愛（特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事長）

１　会議の目的について

（資料１により事務局から説明）

大岡座長）

○資料１、犯罪被害者との支援体制は、警察庁のもの。もう１つのワンストップ支援センターの連携イメージは、内閣府から出ているワンストップ支援センターの強化検討会議の資料。

○日本の犯罪被害者施策は、警察庁で犯罪被害者支援全般をまとめ、内閣府で性暴力、性犯罪、DV といったものに特化して施策を進めているという流れ。

○今回は、まず内閣府の性犯罪・性暴力について検討していく。どこまで行けるかは、この検討会議次第だが、大阪府としては、犯罪被害者支援全般も公平公正に府民に提供するにはどうしたらいいのか、最終的には考えたいということでいいか。

事務局）

○将来的には、犯罪被害者支援全般のワンストップサービスのあり方も検討していく必要があると認識。

２　性犯罪・性暴力被害者支援に係る関係機関との連携等の課題について

（資料２により事務局から説明）

木村委員）

○小児科との定期的な会議を持ってるセンターは少ない反面、相談者の低年齢化や、一部の障がい特性を持つ方が増えている。医療面から言うと、小児科医療の関わり、それ以外であれば、例えば子ども家庭センター等との関わりについて、全国的な課題も出ているのか。

○それと、相談員や支援員が非常に少ないという事で、SACHICO は 15 名とのことだが、誰も休めを取れないような状況では。病院であれば、基本は毎日 10 人くらい、３人が夜勤であれば、詰所に 28 人から 30 人ぐらい看護師を配置しないといけない。

○支援員、相談員について、最低でも 16 人、できれば 20 人以上を確保する等、目標や考えは。

事務局）
○今まで、小児科との繋がり、接点が十分ではなかったところがあるかと思う。木村委員に座長をお願いしている医療 WG（本検討会議の部会）において、また議論させていただければ。
○また、府としては、同行支援ができる体制にしたいと考えており、そのために必要な支援員の予算を確保しているが、なり手がいないという課題がある。
○ワンストップ支援センターの受託先である SACHICO とも相談しながら、皆さんの方でも、こういうところに聞いたらいいのでは、というお話しがあれば、呼びかけもしていきたい。

北本委員）
○支援員の人数の以外に、同行支援が少ない原因や、他に問題は。

事務局）
○支援員の人数の不足が大きいが、スキルの問題もあるので、両方とも平行して考えていきたい。

大岡座長）
○参考に、大阪府男女共同参画推進財団や、大阪被害者支援アドボカシーセンターの体制は。

仁科委員）
○まず、女性相談の方は、24 時間制ではないので、単純に人数の比較ができないが、面接相談、電話相談、SNS 相談で、相談員は 20 名弱、中には兼務している者もいる。
○次に、夜間・休日コールセンターの方は、全国 27 道府県から受け付け、相談員は 20 名弱在籍。数名体制でシフトを組んで対応している。

木村委員）
○支援員の登録は 41 名いるが、実動は半分以下という状況の中、何とかやりくりしている。

3　性暴力救援センター・大阪 SACHICO の活動について

（資料３により久保田理事長から説明）

北本委員）
○司法手続きに乗せようとした時に、障がいを持ってる方とか、ご病気があるという要素によって、その供述がちゃんと証拠になるのか難しい場面があり、弁護士は、ここまでしかできませんと申し上げるケースがある。
○だからといって、埋もれることがないよう、連携して支えてもらえると思えるような体制に、特に力を注ぐ必要がある。弁護士目線で言うと、事件から外れたところで意見を申し上げるのはちょっと違うんじゃないかという気もするが、担当していて本当に気になる所なので、ぜひ弁護士では届かないところを皆さんで連携して支えていただければ。

久保田理事長）
○場面緘黙を有する被害者と家族が報道に応じてくださった。彼女がなぜ被害申告、起訴までできたかというと、家族の気付きが早く、ご本人も家族に話せたこと、その情報を元に、SACHICO に来た時に、静かな環境の中で、筆談中心で聞き取りをしたこと、その結果、被害の信憑性を確実に証明できたことは大きかったと思う。
○それが一般的な診療機関でできたのかとなると難しかったと思う。SACHICO が対応して、協力病院にお願いできるケースと、難しいケースという選別をしたり、この人にとって必要な聞き取りや診療について一緒に検討できれば、本当にオール大阪で体制が作れるんじゃないかと考える。

4　大阪被害者支援アドボカシーセンターの活動について

（資料４により木村事務局から説明）

木村委員）

〇ボランティアベースでなさっているのは素晴らしいことだと思うが、私どもの世界では、今の若い人の中には、ボランティアではなかなか自分の仕事に誇りを持てないというか、自分の仕事の価値イコールお金みたいな考え方が強くなっているように思う。
このため、若い方が、どれくらい来るのかが気になるところ。

木村事務局長）

〇高齢者が頑張っているのが現状で、若い方は来ない。若い方でも志のある方は沢山いて、関心もあり講座を受けくれるが、現実問題、自分の生活とボランタリーな支援活動は両立できない。

〇そういう思いのある方を、これからきちんとした支援者に育てていくためには、ボランティアだけに頼っていてはいけないと思う。お金でその価値をというより、若い方にとって生活を成り立たせていくことが、今難しい時代になっていると思う。

〇私たち世代では、専業主婦が結構いたが、今ではほとんど皆無。気持ちはボランタリーでも、体制はボランタリーでは、継続は難しいと思う。

5　弁護士の活動について

（資料５により北本委員から説明）

6　意見交換

大岡座長）

〇まず、SACHICO として支援をする中で、課題を感じる場面があるかと思うので、久保田理事長から、経験を踏まえた意見を伺い、そこから各委員からも意見を頂ければ。

久保田理事長）

〇支援員の養成について、手弁当のボランティアが当たり前ではなく、適切な報酬を得て仕事として確立できる体制にすることが課題。ただ、報酬を貰うのであれば、どんな研修で、どういうスキルを身につけた人なのか担保しなければ二次被害を生む可能性もある。支援員養成に関するマニュアルの適正化と適切な報酬をめざしたい。

〇暴力に遭ってから、生活の中でも、様々な場面でサポートしていただく必要がある。学校、職場、地域で被害の予防に関する包括的な教育を行えることや、誰でも最初に被害にあったことを聞いたら、「あなたのせいではない」と伝えられる一般常識を持てるように、社会の枠組みを変えていきたい。

〇一方で加害者対策も重要。加害内容を聞くと、１回だけでなく、複数回の被害者や長期に及んだ深刻なケースがある。子どもの加害では、加害者であると同時に、自分が被害者だったというケースもしばしばある。子ども家庭センターもすでに感じていると思うが、加害者対策、加害者教育も大きな課題。

〇連携のシステムも課題。被害の開示後、誰にどう相談すればいいのか、各部署で対応の限界を感じても多職種で一緒に考える会議を持ちづらい現状があったので、それを今後どのような形で実現するかというところが大きいと思う。

〇SACHICO は年に数回、子ども家庭センターや警察のほか、個別ケースはそれぞれ相談させて頂いているが、やっと顔が見える関係になったと思ったら異動されるので、これを体制化できれば。さらに、そこを埋めるための同行支援についても、どれだけ丁寧にできるか SACHICO については当面の課題。

大岡座長）

〇支援員の確保、仕事としての確立、どのように支援、連携していくかについては連携のシステム自体をさらに検討する必要。それには、どこまで扱えるかはあるが、性教育の必要性や加害者対策まで含めた包括的な性暴力被害者支援が求められるのではないか、とのご指摘をいただいた。

仁科委員）

〇SACHICO は、支援員養成プログラムを実施されているが、具体的にどのようなところが課題なのか。また、支援員養成講座への応募は多いのか。

久保田理事長）

〇プログラムの中身は、私が作成した資料３の最初のスライドの「からだ・こころ・くらし」について、専門職でなくても理解できるところをめざして作成。なお、専門書としては既に SACHICO に関わっている人が、書籍として発行した物もある。

〇支援員養成講座に応募された方に伺うと、学校の養護教諭や担任、子ども食堂など子ども・女性を支援する場所で働いている方が、一人の人として、個人として、どう対応していいか分からない、被害者の話を聞けるようになりたい等の理由から、講座を受講されていた。すでに多忙な仕事を抱えておられるなどから、実際に支援員になるというところまでは、なかなかいかないのが現状。

〇また、医療機関の皆さんも、「DV の被害ではないか」「性暴力被害の妊娠では」という感触があり、それを何とか普段の臨床に活かしたいところがあって、「自分の仕事に活かせるから使っていきます」と。そこから顔の見える関係ができるようになり、診療に取り組んでくださるとか、地元でも相談相手として活躍してくれるので、「こんな人がいるんですけど、お手伝いをお願いできますか」っていうすごくプライベートなファーストサークルが広がるケースもある。

〇被害者の方が講座を受講するケースが一定数あり、自分に何が起きたのかを知ることによって、自分が回復していきたいという思いを強くされることもあった。講座に参加したことで「私もそうだった」と理解できれば、初めて「自分の苦しみを一人で背負わなくても良い」と考えられるようになり、自助グループ参加のきっかけになることもあった。

〇このように、講座は、色々な形で活用されているが、だから支援員になろう、とはすぐにつながらない。

〇講座を受講したからといって、すぐに相談の電話を取れるわけでも、一緒に同行支援にも行ける訳ではないので、SACHICO では実施期間を設けている。アドボカシーセンターの木村事務局長もすごく実感されていることだとは思うが、やっぱり養成講座修了後に残るとなると極めて少ないというのが現状。

小幡委員）

〇捜査部門としては、被害者の方と被害直後に接する機会が多く、病院での早期の受診を勧めることが多いが、今年度からは、警察署から協力病院への受診を希望する場合、まず SACHICO へ連絡し、受診の可否を問い合わせするようにしている。

〇そうすると、当然問い合わせの件数も増加し、被害者のご都合、ご要望等と、病院の受け入れ体制等もその都度条件が異なると思われ、夜間の問い合わせも増える可能性がある。

〇さらには、被害者の方が、警察や病院以外の関係機関への連絡を希望されることもあり、そのような場合も含め、受診日時や担当の連絡先等は、的確に調整し、治療や支援がスムーズに進み、被害者が辛い思いをしないようにすることが大切である。

〇そのため、各機関が集まり、お互いの業務のあり方について理解することは非常に重要だと感じており、警察としても、捜査優先という独りよがりにならずに、被害者の気持ちに十分配慮して進めていく必要があると考えている。

〇また、捜査上の観点となるが、警察が事件を認知する以前に、各機関で受けた被害者からの相談の内容に、非常に重要な供述が含まれている場合がある。その後、事件化していく中で、当時どういうお話をされていたのか、こちらから改めて確認する場合もあるかと思うので、ご協力をお願いする。
〇なお、捜査を進めていくうちに、被害者の方が、結論として、被疑者の検挙よりもご自身の安全・安心な生活を望まれ、捜査への協力を断念される時もあるかと思う。そのような場合には、我々警察も方向を変えて、皆様の支援にしっかりつなげていかないといけないと考えている。

大道委員）
〇学校で子どもたちが被害にあったとき、何か具体的に学校と繋がったとか、何か学校とお話できたこと等はあるか。

久保田理事長）
〇学校とやりとりして欲しいという場合には、本人・保護者の承諾を取って、管理職の先生や養護教諭の先生を含めてお越しいただき、まず被害児童が安全に学校に通うためには、どんな配慮が必要かを確認するケースもあります。
〇また、同じ学校に加害児童が在籍している場合の対応についても助言を行うケースがありました。

大道委員）
〇学校管理下でないものに対して教員が被害を知った場合、学校として積極的に関わらないケースもあると思う。そのような事例や関わりはあるか。

久保田理事長）
〇例えば、地域の学童保育や放課後等デイサービスでも、被害相談のケースがあった。
その場合も、被害にあった人の利用を安全に行うにはどうしたらいいか、関係機関と話し合ったり、SACHICO の連携弁護士にサポートしていただき、どのような安全配慮義務が必要なのか助言を受ける形で対応したケースもあった。

木村事務局長）
〇学校の子どもが被害者でも、校外の事件だと学校は積極的に関わりたくないという姿勢が伝わってくる。学校として、被害に遭われた生徒・児童にどういうサポートをするのか、という視点で関わっていただくため、大阪府の支援調整会議に市の教育委員会も参加いただき、自分たちでできることを検討してもらったことがある。

平山委員）
〇精神保健・精神科医療のニーズについて、連携に関し、我々から紹介とか案内することはあまりないかと思うが、SACHICO で相談を受けた方から精神の領域につながる件数、量的な部分を教えてほしい。

久保田理事長）
〇精神科医の紹介件数については、資料３の他機関の紹介ということで、最後から２枚目のスライドに記載。ニーズがある割には少ないのでは？と思われるかもしれないが、一般の診療は行うものの被害に関する話は聞けないという理由で、近隣のクリニックで断られたケースもあり、紹介先がみつからずに、つなげなかったケースもあった。
〇そうなると、医療機関に何を期待するかとなるが、症状、例えば過覚醒のために不眠が強いとか、不安が非常に強いので薬物療法の調整をお願いしますという形で、もし被害に関する心理的な問題があった場合は、もう１度、SACHICO に返していただき、こちらで話を聞いた後、カ

ウンセリングセンターを紹介している。

○本来は、被害後に中長期の話を聞いてもらえる場所が欲しい、というニーズはあるが、なかなか専門機関がない。なかには、TF-CBT、EMDR、持続エクスポージャー療法などの専門治療を希望されるケースもあったが、実施しているのが遠方の病院となると、現実的に難しいので諦めたというケースもあり、実数としては限られていた。

平山委員）

○専門的な PTSD 治療のニーズはあるけど、ニーズとしての件数は、そんなに多くないということか。

久保田理事長）

○対応できる医療機関は少ない。専門的な治療を受ける前に、まず生活の安定が優先課題であるケースも多かった。予約制の治療を続けて受け、感情を適切に扱って言語化できるご本人の能力がなければ、専門的なトラウマ治療は最後まで完遂できない。紹介できる場所もなく、ご本人に適応があると判断できたケースに巡り合うことは少なかった。

髙野委員）

○犯罪被害者等支援室にも、カウンセリングを行う心理職２名いるが、ほとんどが性犯罪の対応。こころの症状が重い場合もあり、精神科など医療に繋げたいと思う場面もあるが、そういう制度とか紹介病院のリストがないため、連携して協力できる病院を知ることができれば、もっと被害者の方を繋げていけると思う。

田中委員）

○児童相談所では、18 歳未満の子どもについて、例えば、家族から性的虐待を受けた子どもや、家出中に性被害に遭われた子どもを保護した場合に、診察、診断、性感染症の検査を SACHICO にお願いすることがある。

○児童相談所では、主に一時保護した子どもが対象になってくるが、例えば、地域で外部の人から性被害にあった場合で、保護者の方からどのようにケアすればいいのかという相談を受け、保護者が守れるよう在宅で支援していくケースもあり、その際に SACHICO をご紹介するケースもある。

○特に、小学生以下では、被害について何が起こったのか、わからない状態になる子どもも多いので、単なる診察、検査だけでなく、子どもの不安を取り除きながら医師や専門家に丁寧に対応していただけるので、我々としてはありがたい存在。

○一方で、貝塚子ども家庭センターは、かなり南にあって岬町まで管轄しているので、タイムリーに早く見ていただきたい場合には、協力医療機関を紹介いただくこともある。しっかりケアをするという視点、専門的な視点を持っていただきながら、診ていただける場所がたくさんあるのが理想かなと考えている。

7　勉強会の開催について

（資料６により事務局から説明）